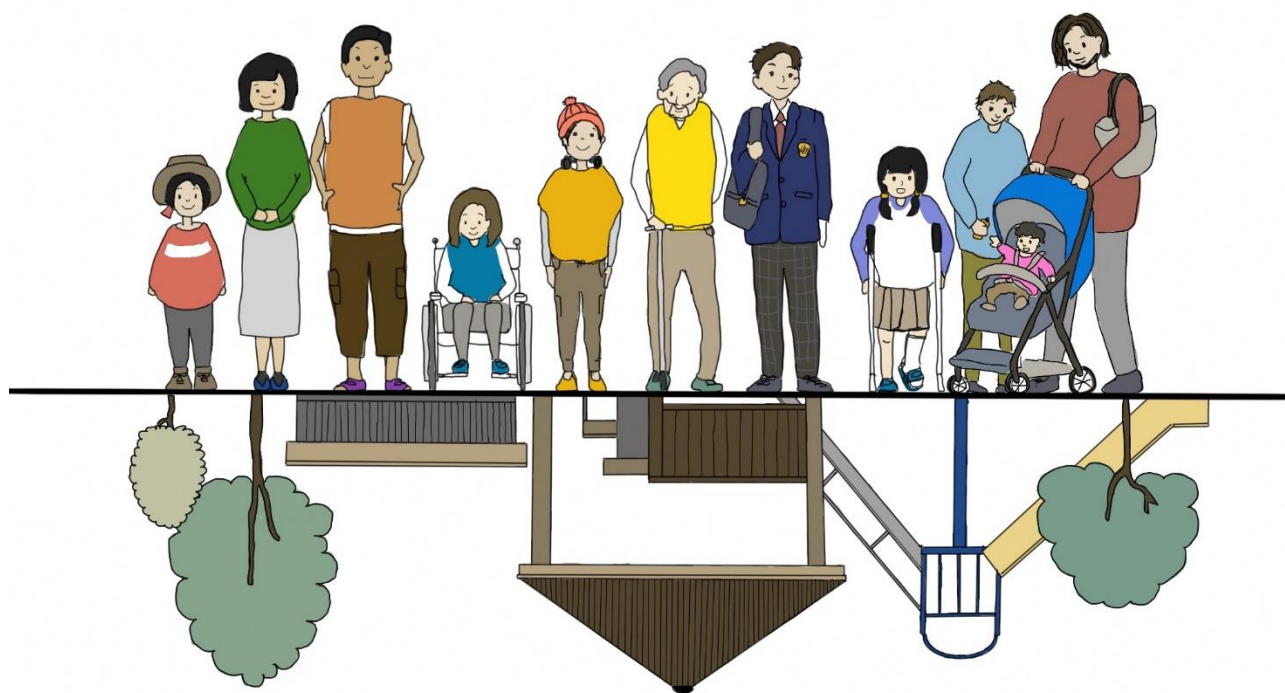


「いつでもだれでもみんなが憩い楽しめる公園づくり」整備指針

～インクルーシブ公園づくり～



令和5年2月

長岡京市

目 次

はじめに.....	1
1. インクルーシブ公園づくりの基本目標.....	2
2. インクルーシブ公園づくりの5つの原則.....	3
3. インクルーシブ公園づくりの進め方.....	4
4. インクルーシブ公園の整備内容.....	5～ 6
参考資料1 インクルーシブ公園チェックリスト.....	7
参考資料2 五感を大切にするインクルーシブ公園づくり.....	8
参考資料3 インクルーシブ公園の事例.....	9～12

はじめに

本市は、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちを目指して、平成30年4月に「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」を施行しました。

これらの取り組みを踏まえ、令和3年3月には、条例で示した共生社会を実現するため、第6次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画を策定しました。

公園においても、西山公園を舞台に「インクルーシブ公園」づくりのためのワークショップを開催して、参加していただいた市民のみなさまから、公園を利用する時の困りごとやそれを解決するための様々なアイデアを提示して頂きました。

インクルーシブ公園の「インクルーシブ」とは、「ソーシャル・インクルーシブ(社会的包摂)」という言葉から派生した言葉で、あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう、みんなで援護し、社会の構成員として包みこみ、支え合うことを意味しています。つまりインクルーシブ公園とは、あらゆる人が利用できるまちの居場所であるともいえます。

公園は遊びの場、憩いの場、運動の場、集いの場などさまざまな場を提供しています。

また、子どもたちは公園で自由な遊びを通して力を伸ばし、人や社会とのつながりを結んでいきます。

子どもたちが夢中になれる豊かな遊びの機会の提供が、身体的発達、情緒的発達、認知的発達、社会的発達を含む子どもたちの総合的な発達の支援につながるとされています。

当然のことですが、障がいのある子どもたちも遊びに参加する機会が保証されなければなりません。しかし、現在の公園は、必ずしもすべての人に開かれているわけではありません。

本市では、子どもたちだけでなく、あらゆる年齢階層の人たちが利用することができる「インクルーシブ公園づくり」を目指して、この指針を策定することとしました。

公園がすべての人の居場所となることで、誰もが持てる力を発揮できることを期待しています。また、あらゆる人と関わる中で、お互いに芽生える多様性への理解は、学校や職場、社会生活の様々な場面で活かせる財産となると思います。

このため、本市で住む人、学ぶ人、遊びに来る人も含めて、みんなが楽しめるインクルーシブ公園づくりを目指して、公園づくりの指針をつくることとしました。

インクルーシブ公園を広めていくために、この指針により、一歩ずつ取り組みを進めていくこととします。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。



令和5年2月

長岡京市長 中小路健吾

1. インクルーシブ公園づくりの基本目標

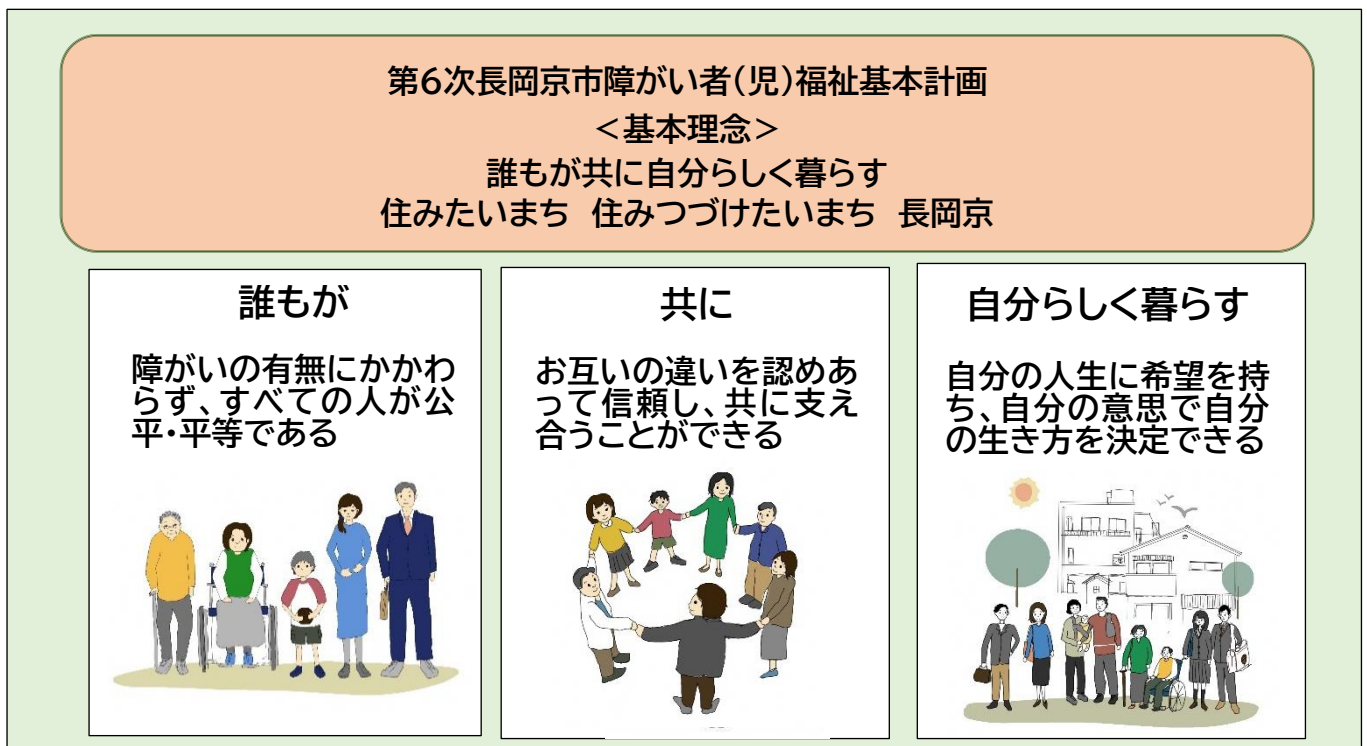
平成30年4月に施行した「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」に基づく第6次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画(令和3年改訂)では「誰もが共に自分らしく暮らす 住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京」を基本理念に掲げ、この基本理念をまちづくりの色々な分野で取り組むこととしています。

本市には、西山公園をはじめとして317箇所の公園が整備されており、市民一人あたりの面積はおよそ3.3㎡になり、徒歩圏人口カバー率は100%と市民の身近に公園があります。

公園は、幼児から高齢者までの多様な年齢階層のひとたち、障がいのある人もない人も誰もが、自分の人生に希望をもち自分らしく暮らすうえで、欠かせないものです。

共生社会の実現に向けて、インクルーシブ公園づくり「いつでも誰でもみんなが楽しめる公園づくり」を進めますが、その基本目標を

「公園に行こう！友だち100人つくろう大作戦！」とします。



インクルーシブ公園づくりの＜基本目標＞

公園に行こう！友だち100人つくろう大作戦

2. インクルーシブ公園づくりの5つの原則

インクルーシブ公園づくりにあたっては、次の5つの原則を大切にします。

原則1 ふれあい・わかりあい・支え合うことができる公園

障がいのある人とない人、高齢者と小さな子どもなど、それぞれの個性や立場の違う人たちの相互理解に向けて、お互いの垣根を無くし、公園をみんなでふれあい、みんながわかりあい、みんなで支えあうことができる場とするため、これらに配慮した施設整備を進めます。



原則2 誰もが安心して利用できる公園

誰もが安心して利用できる公園とするため、安全に配慮した施設整備を進めます。



原則3 みんながアクセスできる公園

公園を利用したい人みんなが公園にアクセスできるように、多様な来訪手段に応じて、アクセス環境の整備を進めていきます。

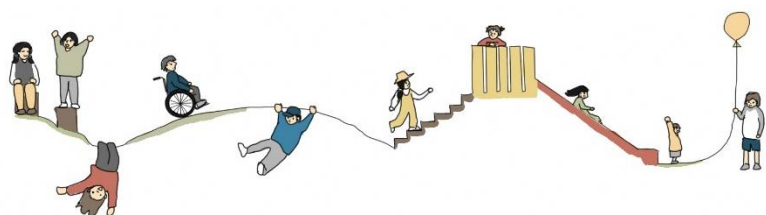
原則4 出会いを生み出す公園

大人も子どもも誰もが参加可能なイベントを開催するなど、いろいろな人たちが出会うきっかけとなる交流の機会をつくっていきます。

原則5 五感に心地よい楽しさあふれる公園

公園を利用する人みんなが心躍るような発見や体験ができるよう、一緒に遊べるみどりの空間や遊具の設置など、公園ごとの特徴を活かして楽しさがあふれる場とします。

また、花や木、その場所の伝承など、季節や時間に応じて、五感で体感し、わくわくできるような発見がある公園づくりを進めます。



3. インクルーシブ公園づくりの進め方

インクルーシブ公園の設置に向け、次のような手順で公園づくりを進めていくこととします。

整備対象公園の選定:公園の規模や立地条件、市内の公園配置のバランスを考慮して、インクルーシブ整備の対象公園を選定します。



現況の把握:整備対象として選定した公園の自然環境や施設の状況、学校など公園周辺施設の状況、どのような人たちがどのように公園を利用しているかを把握します。



基本方針の設定:公園の規模や特色、特に配慮すべき利用者、管理形態などを検討したうえで、インクルーシブ公園の基本方針を設定します。



整備計画の作成:公園のどこにどんな施設を整備するかを計画します。
次に、遊具や施設を選定します。遊具や施設が特定のゾーンやエリアに集中することなく、利用者同士の交流が進むよう、バランスよく配置します。
また、出入口や様々な公園利用のための案内表示、駐車場やバリアフリートイレ、園路や休憩所など、必要な施設を整備を計画にまとめ整備費用を算出します。この時に施設の色彩についても計画します。
色彩計画は、公園を利用する人に情報が正確に快適に伝わるために重要です。遊具についても大きな面積で刺激の強い原色を使用することは避けるように配慮します。これは弱視や色覚障がいなどで赤色と緑色の区別が付きにくい人たちや、発達障がいにより赤色や黄色を好まない人たちに配慮するために必要な計画となります。






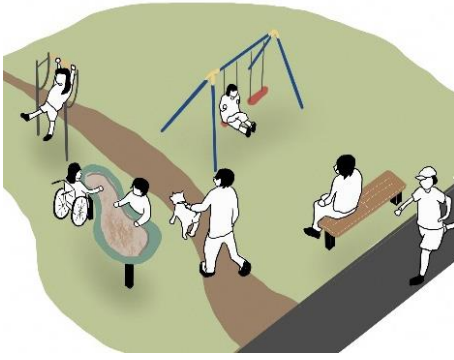
公園整備工事:計画図に基づき工事を実施します。


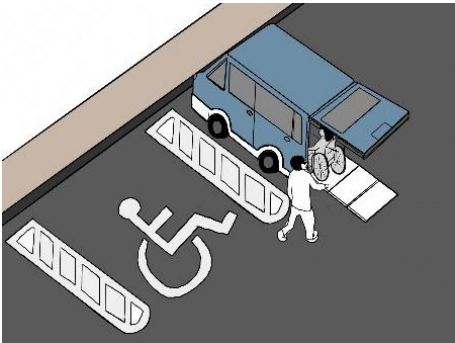
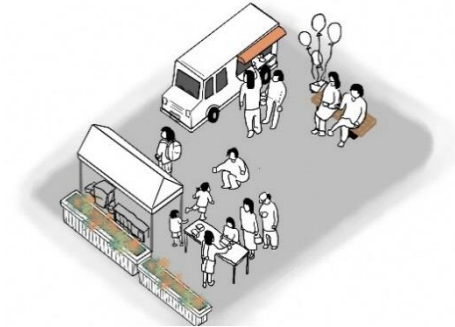
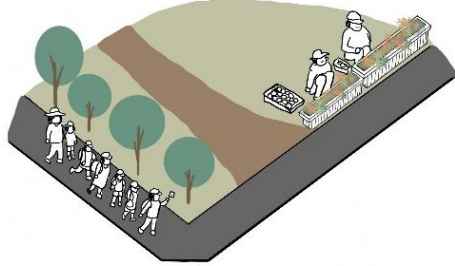

意見聴取

アンケート調査などの方法により、地域住民や公園利用者、利用団体などの意見を把握します。

4. インクルーシブ公園の整備内容

本市にインクルーシブ公園を設置するため、整備対象公園の立地や条件を検討しながら、可能な限り、下記に示すような整備を順次進めていきます。なお、施設整備にあたっては、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を適用して進めます。

項目	内容
植栽	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鳥や虫とふれあい、四季が感じ取れるような植栽地の整備 ■ レイズドベッド(車椅子の方でも花づくりに参加できる花壇)等の設置 
園路	<ul style="list-style-type: none"> ■ 誰もが歩きやすく、車いすやベビーカー等でも利用しやすい勾配や幅員の確保と舗装材の改修や新規整備
広場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な人がくつろげる芝生広場などの休憩スペースの確保 ■ はだしでも安全に歩行できる舗装材の採用
休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 車いすで利用しやすい高さのテーブルの設置 ■ 障がいのある人もない人も一緒に座って交流できるバリエーションのあるベンチの設置 ■ 日よけや雨よけができる屋根のある休憩施設の設置 
水飲み・手洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 車いすでも利用しやすい水飲みの設置 ■ 車いすや小さな子どもでも利用できる手洗い場の設置 
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障がいの有無に関わらず一緒に遊べる遊具の設置 ■ 遊具の近くにクールダウンできる休憩スペースの設置 ■ 遊具周辺の余裕ある安全領域の確保と安全柵の設置 ■ 健康づくりのためのランニング・ウォーキングコースの設置 ■ 健康づくり遊具の設置 ■ 認識しやすい配色など施設の色使いに配慮 

項目	内容
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ■障がいのある人やその家族、乳幼児連れなどが利用できるバリアフリートイレの設置 ■着替えや荷物置きなどに利用できるフィッティングボード（収納式の着替え台）の設置 ■性別に関わらずおむつ替えができるようなベビーベッドの設置 
駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者等のための駐車スペースの確保 ■障がい者等のための停車スペースの確保 
イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ■障がいの有無に関わらず一緒に楽しめるイベント等の定期開催 ■障がいのある人やその家族をイベント時にサポートする人材の確保 
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ■みどりのサポーター制度の拡充による花と緑の公園づくりの継続 ■子どもの遊びの見守り制度の構築 
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■駐車場を確保できない公園では、市内循環バスの周回など、可能な限り、いろいろな人の利用の利便性を高める方法を検討 

参考資料1 インクルーシブ公園チェックリスト

インクルーシブな公園づくりを着実に進めていくため、下に示したようなリストをもとに、公園の出入口や園路、植栽や広場、遊具などの整備の内容をチェックしていきます。

項目	施設等	望ましい整備	可能な限り整備
出入口	公園出入口の幅員 1.2m 以上	<input type="checkbox"/>	
	車止めの設置(相互間 90cm 以上)	<input type="checkbox"/>	
園路	車いすがすれ違えるよう、主要園路の幅員 1.8m 以上		<input type="checkbox"/>
	主要園路の車いす通行可能な段差の解消	<input type="checkbox"/>	
	主要園路の縦断勾配5%以下(ただし地形の状況等の理由により、やむを得ない場合は8%以下)横断勾配1%以下		<input type="checkbox"/>
	車いす通行可能な主要園路の舗装	<input type="checkbox"/>	
	階段への手すりの設置	<input type="checkbox"/>	
	階段や傾斜路端部の点字ブロック設置	<input type="checkbox"/>	
植栽	香りのある植物の植栽		<input type="checkbox"/>
	木陰を提供する植物の植栽	<input type="checkbox"/>	
	蝶や鳥などが好む植物の植栽		<input type="checkbox"/>
	レイズドベッド等の花壇		<input type="checkbox"/>
広場	誰でも利用できる芝生広場の整備		<input type="checkbox"/>
	車いすでも利用できる広場の整備	<input type="checkbox"/>	
遊具	障がいのある人とない人が共に遊べる遊具	<input type="checkbox"/>	
	遊具の安全領域の確保	<input type="checkbox"/>	
施設	転落防止柵の設置	<input type="checkbox"/>	
	出入口 1.2m以上の休憩所の設置		<input type="checkbox"/>
	屋根のある休憩施設の設置	<input type="checkbox"/>	
	車いすでも利用可能な野外卓の設置		<input type="checkbox"/>
	車いすでも利用可能な水飲み・手洗い場の設置	<input type="checkbox"/>	
	車いすでも接近可能な案内板の設置		<input type="checkbox"/>
	視覚障がい者にも判読可能な触知型案内板の設置		<input type="checkbox"/>
トイレ	バリアフリートイレの整備		<input type="checkbox"/>
	オストメイト対応トイレ等の設置		<input type="checkbox"/>
	着替え台の設置		<input type="checkbox"/>
	乳幼児用設備の設置		<input type="checkbox"/>
駐車場	1台以上の車いす専用駐車区画の確保		<input type="checkbox"/>
	車いす使用者以外の障がい者等のための駐車区画の確保		<input type="checkbox"/>
情報提供	コミュニケーションツールの整備		<input type="checkbox"/>
支援体制	車いすやベビーカーなどの貸出		<input type="checkbox"/>
	案内、誘導、介助等のサポート		<input type="checkbox"/>

参考資料2 五感を大切にするインクルーシブ公園づくり

インクルーシブ公園づくりでは、見る、聞く、触る、嗅ぐ、味わう、の5感で体感できることを大切にします。

★公園で見る

見ること、視覚はインクルーシブな公園づくりにとって重要です。弱視や色覚障がいの人にも、公園の場所の特性や自分の位置などを色で認識できるように、効果的な配色を大切にします。例えば、青や緑色など明るい色や輝度の高い色の多用、園路の主要ルートは周囲と比べて認識しやすい色を採用するなど、公園施設の色使いに配慮します。



■公園で聞く

聞くこと、聴覚も大切です。音がする遊具などには、子どもたちが友だちとセッションする楽しさを生み出すことが期待できます。また、風にそよぐ葉ずれの音、鳥の声なども公園の音として重要で、風になびく樹木や鳥がやってくる樹木を採用します。しかし、音が過度の刺激になる聴覚過敏の人にも配慮して、人工的な音の出る遊具などは公園の端に設けるなど、音の出るエリアを分けることができる工夫も必要です。



◆公園で触る

つるつる、ざらざら、ふわふわなど様々な質感や硬さのものに触れる楽しさを作りだすこともインクルーシブな公園づくりにとって必要です。手で触る体験に加え、公園では身体全体で触感や圧迫感を体験できる機会を提供することができます。例えば寝転んで滑るローラー滑り台、這って登ったり転がったりできる芝生の斜面、クッション性のあるマットレスなど、触感を体験できる様々な工夫のある要素を公園に導入します。



○公園で嗅ぐ・味わう

嗅覚や味覚は障がいを持つ人たちにとって、重要な感覚です。ハーブなどの香りの植物を導入することや、エディブルフラワー(食用として育てられている花)や野草、野菜、果樹など味を楽しむ植物を導入することも公園の楽しさにつながります。このため、誰でもが植物の香りを楽しむことができるよう、丈が低い植物はレイズドベッドに植えるなどの工夫をします。また、レイズドベッドに子どもや車いすの人がアクセスできるようなルートの確保にも配慮します。



但し、不意に触るとけがをする可能性がある鋭いとげのある植物、毒性のある植物や花粉症などのアレルギーの元になる植物は注意深く避けるようにします。特に食用の植物については、安易な農薬の使用を控え、日ごろから丁寧な維持管理をしていくように配慮します。

参考資料3 インクルーシブ公園の事例

1. 都立砧公園みんなの広場

参考：東京都建設局公園緑地部公園建設課『だれでも遊べる児童遊具広場』整備ガイドライン』：令和3年4月

整備主体	東京都	管理団体	公益財団法人東京都公園協会
整備年次	令和2(2020)年2月	公園種別	広域公園
面積	39.2ha(広場面積 約 4,000 m ²)		
開園時間等	夏:9:00~17:00 冬:9:00~16:00		
整備の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に先立ち、障がいのある子どもたちの関係者や有識者へのヒアリングを行い、整備の方向性を検討 ・「体幹の弱さに対応した遊具」や「介助者との使用できる遊具」、「ハイハイでできるクッション素材の舗装の採用」、「迷子や飛び出し防止の囲いの設置」などの意見を整備に反映 		
主な遊具等	複合遊具、ブランコ、回転遊具、楽器遊具、伝声管、迷路 コージースポット 等		
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者である(公財)東京都公園協会が管理 ・混雑時は利用人数制限を加えることとしているが、現在までには利用制限をかけたことはない ・遊具の安全点検は毎朝、開園前に実施している ・定期的に利用状況のモニタリングを行っている 		



みんなで遊べる船型遊具
(写真:(公財)東京都公園協会)



みんなで遊べる大型ブランコ
(写真:日本パラサポ財団)

2. 世田谷区立二子玉川公園 遊具の広場

参考：東京都建設局公園緑地部公園建設課『「だれでも遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン』：令和3年4月

整備主体	東京都世田谷区	管理団体	世田谷区
整備年次	平成 25 年3月	公園種別	地区公園
面積	約 6.3ha(広場面積 約 750 m ²)		
開園時間等	常時開園 無料 ビジターセンターが隣接		
整備の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺町会、周辺小中学校 PTA、公募区民による公園検討会で計画検討 ・子どもがのびのび遊べる空間づくりが必要ということから幼児対象と児童対象の二か所の遊び場を整備 ・設計段階から全体がユニバーサルデザインに配慮された計画とする ・特色ある施設として障がい者と子育て団体と意見交換して造った日本庭園や民間事業者の設置・運営による飲食店が立地 ・砂場や水遊び場、ベンチなどがユニバーサルデザインに配慮した仕様 		
主な遊具等	車いすでも利用できるレイズド砂場、車いすでも触れる流れや入ることができる徒渉池、這い登ったり転がったりできるゴムチップ舗装の築山遊具と離れた場所のハーブ花壇、地形の傾斜を利用した滑り台		
管理運営	公園サポーターが組織されている。サポーターは日常的な管理活動を支援するボランティアグループで「みどり」、「子ども」、「安全安心」の3つのグループで活動している		



滑りにくい舗装の小山
(写真:るるがキッズ)

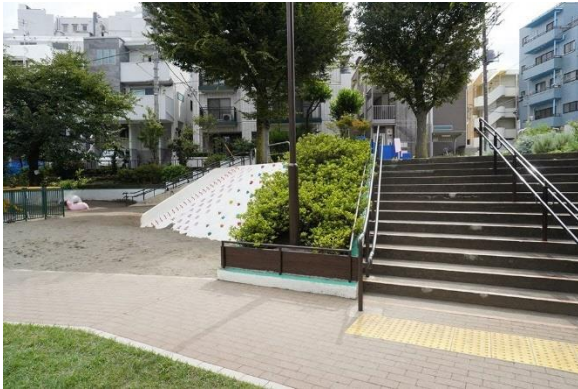


車いすでも利用できる砂場
(写真:るるがキッズ)

3. 恵比寿南二公園

参考:東京都建設局公園緑地部公園建設課『だれでも遊べる児童遊具広場』整備ガイドライン』:令和3年4月

整備主体	東京都渋谷区	管理団体	渋谷区
整備年次	令和3年7月	公園種別	街区公園
面積	約 1,890 m ² (広場面積約600m ²)		
開園時間等	常時開園 無料		
整備の背景	・老朽化が進んだことから、周辺住民や利用者と4年間の意見交換を重ね、インクルーシブな遊具や防災機能を取り入れた公園として再整備		
主な遊具等	シーソー(ロックスオールシーソー)、三連サポート付きブランコ 砂場(サンドテーブル)、回転遊具、だれでもトイレ		
管理運営	・遊具は有資格者によって年1回点検		



階段の手すりと階段端部の点字ブロック
(写真:るるがキッズ)



緑の芝生広場
(写真:るるがキッズ)



安全柵があり、共に遊べるブランコ
(写真:るるがキッズ)



ロックスオールシーソー
(写真:るるがキッズ)

4. 藤野むくどり公園

参考:東京都建設局公園緑地部公園建設課『「だれでも遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン』:令和3年4月

整備主体	札幌市	管理団体	札幌市 むくどりホームふれあい会
整備年次	平成8年8月	公園種別	街区公園
公園面積	約 745 m ²		
開園時間等	常時開園 無料		
整備の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーの公園づくりを目指して、地域住民、福祉ボランティア、教育関係者、障がい児の保護者など約 50 名の参加を得て、ワークショップ方式で公園設計を進める ・ワークショップ参加者が中心になって「むくどりホームふれあい会」が結成され、市民活動が会に引き継がれている 		
主な遊具等	車いすのまま使える砂場、椅子型ハーネス付ブランコ 触れやすい噴水、点字の付いた案内板、滑り台や吊り橋からなる複合遊具		
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の周辺の住民が「公園がバリアフリー公園として持続するためにはふれあい拠点が必要」との観点から自宅を改造して「むくどりホーム」として開放。ホームは週数回、利用者に開放され、様々な人が集い、ふれあう場となっている ・会の運営は市から町内会への公園管理の委託料や共同募金助成金、個人や団体からの寄付に加え、会の活動に賛同するボランティアスタッフによって支えられている 		



むくどりホーム
(写真:みーんなの公園プロジェクト)



複合遊具
(写真:みーんなの公園プロジェクト)